

## (仮称) 島牧美川・折川ウィンドファーム事業 計画段階環境配慮書に対する質問事項及び事業者回答

## 1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	前倒し調査については、2024年1月より希少猛禽類を対象とした鳥類調査（定点調査）を実施しております。調査方法や地点等に関しては鳥類に知見を持つ専門家へ事前にヒアリングを実施しております。
1-2	-	図書の公表	1次	貴社ウェブサイトによると、「この配慮書は、上記①～④の縦覧場所では8月8日まで閲覧することができます。」とありますが、本配慮書のインターネットでの公表は、縦覧期間終了後も継続されるのでしょうか。もしインターネット上で公表を継続される場合は、どのくらいの期間公表されるのかについても併せてご教示ください。 また、電子縦覧図書のダウンロード・印刷は不可とのことですが、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。	インターネット上に公表される図書は、紙媒体による公表と比較して、複製や加工が極めて容易なことから、図書の流用・乱用・改変等を防ぐため、ダウンロード・印刷は行えない設定としております。なお、法に基づく縦覧期間終了後の公表の継続については、今後も事業計画の見直しが生じる可能性がある中で、過去の事業計画案を継続して公開することで、混乱を招いてしまう可能性があることから、公開は行わない方針としています。 しかしながら、住民等との相互理解の観点からも重要な課題と考えておりますので、図書公開については引き続き検討しつつ、説明会の開催等を通して地域の住民、団体、自治体や専門家、事業者等の関係者の情報交流の拡充、促進を図ります。
			2次	①縦覧者数とインターネットで公開されたページへのアクセス数をそれぞれご教示ください。また、その数値を見て、相互理解への効果を含めてどのようにお考えでしょうか。 ②電子縦覧図書のダウンロード・印刷は不可とし、縦覧期間終了後の継続的な公表はしない方針であると回答がありましたが、環境省は、縦覧又は公表期間を超えると、環境影響評価図書の閲覧ができなくなっていることを踏まえ、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ること等を目的に「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行 R4.6.30改訂）を発出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしています。 環境影響評価情報支援ネットワークに掲載されている一部の図書のPDFデータは、事業によっては環境省のページ上での閲覧のみ可能、環境省以外のローカルPC等ではファイルが自動的に終了するよう設定されているものもあり、懸念される悪用は回避できると考えますが、こちらを踏まえ、継続して公表することによる利便性の向上について、改めて事業者の見解をご教示ください。	①縦覧者数は1名、インターネットで公開されたページへのアクセス数は580アクセスとなります。Webのアクセス数が多くなっていますが、住民との相互理解のためには、環境影響評価の中で定められている法定の説明会などを通して、専門的な図書の内容を丁寧かつ分かりやすく説明させていただいた方が、住民の皆様の理解促進につながるものと考えております。 ②ご指摘の方法で、図書の悪用は一定程度回避できることは理解いたしますが、キャプチャー機能等の利用により目的外利用は容易にできてしまうと考えます。また、法に基づく縦覧期間終了後の公表の継続については、1次回答のとおり、今後も事業計画の見直しが生じる可能性がある中で、過去の事業計画案を継続して公開することが、混乱を招いてしまう可能性があることから、現段階では公開は行わない方針としています。しかしながら、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ること等を考慮し、環境影響評価図書の継続的な公表に関しましては、引き続き検討して参ります。
1-3	-	相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	関係自治体に対しては積極的な情報提供、協議を実施するとともに、住民に対しては、事業地周辺の自治会を中心に定期的にコミュニケーションをとるほか、方法書以降の住民説明会の開催、個別の問い合わせへの対応など丁寧かつ真摯に向き合い、相互理解の促進に努めて参ります。

## 2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	3	2.1第一種事業の目的	1次	①カーボンニュートラルとネイチャーポジティブは、同時に達成を目指すべき目標であると考えられますが、本事業におけるネイチャーポジティブに係る取組に対する事業者の見解をご教示ください。 ②「地元経済への貢献」とは、具体的にどのようなことを想定されているかをご教示ください。	①本事業においては、環境影響評価の手続きを通じて、動物・植物の種の保全や外来種対策、生態系の機能の維持等を適切に実施することがネイチャーポジティブに係る取組と認識しております。 ②工事実施時の地元企業の積極的な採用、地元外からの業者による宿泊や商店の利用等、今後の計画については関係する自治体との協議のうえ、意向も踏まえた内容を検討して参ります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-2	6	図 2.2-1(2) 事業実施想定区域	1次	方法書段階において、風車配置案が土地所有者との協議等を理由として、図書に示されない場合がありますが、発電所アセス省令では、配置計画は既に決定されている内容に係るものに限るとされているものの、特に風力発電所については風車の配置と環境影響評価手法の関連性が高いことから、なるべく実現性の高い配置案を記載することが望ましい、とされています。このことを踏まえて、方法書段階で風車配置案を具体的に提示できる見込みか、ご教示ください。	方法書では風車配置案を示す予定です。
2-3	10	2.2.4(3)(b)、(e)	1次	①既存道路等の「等」の内容をご教示ください。 ②周辺他事業について、可能な範囲で除外したとのことですが、可能であるかをどのように判断したのかをご教示ください。また、どの事業と、どのように重複しているのかを具体的に教示ください。	①既存道路のみであるため「等」を削除します。方法書以降の手続きにおいて、修正いたします。 ②計画中の事業については事業実施の見通しが不明であるため、方法書以降まで手続きが進んでいる事業については実施の可能性があるものと判断し、風力発電機の設置対象外の範囲としました。 周辺事業との重複の状況は以下の通りです。 【事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）が重複する事業】 ・月越原野風力発電事業計画：方法書 ・（仮称）島牧ウィンドファーム事業：準備書 ・新島牧ウィンドファーム事業：既設 【事業実施想定区域が重複する事業】 ・（仮称）北海道（道南地区）ウィンドファーム島牧：配慮書
2-4	10 18	(d) 環境保全上留意が必要な場所の確認 図 2.2-9 事業実施想定区域（案）（図 2.2-5～図 2.2-8 までの重ね合わせ）	1次	①事業実施想定区域内には、土砂流出防備保安林や水源かん養保安林等の保安林を含みますが、本区域を回避しなかった理由と、今後、どのように影響の回避を検討していく予定かご教示ください。 ②協議を予定している関係機関をご教示ください。 ③住居及び特に配慮すべき施設等から500mの範囲を風力発電機の設置対象外としたとのことですが、例えば風車の影の影響は風力発電機のローター直径の10倍の距離に及ぶという知見などがあるにもかかわらず、この離隔で良いとした理由についてご教示ください。	①配慮書段階では本事業の工事計画に関して確定していない事項もあり、現時点で改変する可能性のある範囲を広めに設定しているという背景から、配慮書段階では当該保安林を除外していません。 今後、事業計画の具体化に合わせて区域の絞り込みを行うことで保安林への影響の回避を図るとともに、必要に応じて適切な措置を講じる方針です。 ②今後、協議が必要な関係機関としましては、国有林・保安林に関する窓口である北海道森林管理局と考えております。なお現時点での想定ですので、今後、許認可や届出の提出先になりえる関係機関には随時ご相談してまいります。 ③「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）」（環境省総合環境政策局、平成23年）によると、風力発電機から約400mまでの距離にある民家において苦情等が多く発生している調査結果が報告されているとともに、近年メーカーが生産する風力発電機の大型化が進んでいることから、現時点で生活環境保全上留意が必要な施設等からの離隔を500mと設定しました。なお、風車の影の影響は、風力発電機の配置、その地域の地形、保全対象施設等の周辺の植生及び建物の状況等によるため、離隔距離のみによって判断することは難しいものと考えます。今後の手続きにおいて、風力発電機の設置対象区域を絞り込むなどして配慮が必要な施設や住居からの離隔に留意するとともに、方法書以降の調査及び予測・評価の結果を踏まえ、風車の稼働により影響が懸念される場合には、適切に環境保全措置を検討する方針です。
			2次	①土砂流出防備保安林は、地形の改変等が適切な場所ではないので、改変を避けた計画としていただきたいのですが、事業者の見解を伺います。 ②1次質問③でご提示いただいた報告書当時より現在の風車は大型化が進んでいることから、より広範囲に影響が及ぶ可能性はないのか、またそれを踏まえて住居等と離隔を取る必要はないのか、事業者の見解を伺います。 ③風車の影の影響が懸念される場合の「適切な環境保全措置」について、現時点での想定をご教示ください。	①今後の事業計画の具体化に合わせて区域の絞り込みを行うことで出来る限り保安林への影響の回避を図る方針としています。一方で、今後アセス等の調査予測評価結果によっては、貴重種等の生息等で保全対象地域としなければならない事業区域の代替地の一つとして、可能性は低いですが、土砂流出防備保安林の箇所が開発予定地の候補となることも想定されます。その際には関係機関と十分な協議を行い対応する方針です。 ②採用する風力発電設備の諸元や今後の現地調査結果を踏まえて予測・評価を実施し、影響が生じる恐れがある場合は、可能な限り住宅等から離隔を確保するなどの環境保全措置を検討いたします。 ③風車の影に対する環境保全措置としては、風車の影の影響範囲及び時間を数値シミュレーションにより把握し、影響が生じる恐れがある場合は、風力発電機の設置位置の変更など可能な限り影響が生じる可能性がある住居等から隔離を確保することを基本として検討してまいります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-5	22	2.2.6 2.2.7 (1)工事計画の概要	1次	工事中における主要な交通ルートについて、現時点で、どのように想定されているかをご教示ください。また、方法書ではルートが明示されるのかをご教示ください。	工事中における主要な交通ルートは現時点では未定です。方法書段階では、可能な範囲で主要な交通ルートをお示ししたいと考えております。
			2次	①風力発電機や搬出入経路などの具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水などについて、河川管理者と打合せしてください。 ②主要な交通ルートについて、「可能な範囲で」示す方針とのことですが、道路交通騒音・振動及び人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査地点の設定に当たっては、主要な交通ルートは重要な情報ではないでしょうか。 方法書において、妥当な調査地点を示すことができると考えられている根拠をお示しください。	①風力発電機や搬出入経路などの具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水等の環境影響について、予測及び評価を実施し、影響が生じる可能性がある場合は、河川管理者との打合せを実施いたします。 ②方法書段階では道路交通騒音・振動や人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査地点の設定に必要な主要な交通ルートをお示しします。
2-6	24～ 25	(1)事業実施想定区域の周囲における他の風力発電事業	1次	①(仮称)島牧郡島牧沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書が7月2日に公告されたので、留意するとともに、事業実施想定区域周辺における最新の情報の把握に努めてください。また、方法書では最新の情報を反映してください。 ②事業実施想定区域周囲で稼働中もしくは計画中の他事業について、他事業の情報を入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えますが、現在までの協議状況についてご教示願います。 また、今後他事業との環境影響(景観など)の累積的影響の評価についてどのように対応していく予定かをご教示願います。 ③図書P17で、「既存及び計画中の風力発電施設のエリアを可能な範囲で除外」としつつ、「(仮称)北海道(道南地域)ウィンドファーム島牧」の区域を除外しなかった理由をご教示ください。また、風力発電機の設置に当たり、支障はないのか等、同事業の事業者との協議状況と今後の協議の予定についてご教示ください。 ④黄色い枠で示された事業実施想定区域(風力発電機の設置対象外)の一部が「(仮称)島牧ウィンドファーム事業」及び「月越原野風力発電事業計画」の区域と重複しておりますが、土地の改変等に係る同事業の事業者との協議状況と今後の協議の予定についてご教示ください。	①「(仮称)島牧郡島牧沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」の情報に留意するとともに、事業実施想定区域周辺における最新の情報の把握に努めます。方法書では最新の情報を反映します。 ②現時点では本事業における風車配置計画等の事業計画が未確定である事項が多いことから、周辺の他事業者との協議等は行っておりません。累積的な影響については、他事業における環境影響評価図書等の公開情報の収集に努めるとともに、方法書以降の本事業計画の絞り込みの結果、周辺の環境条件、既設・計画中の発電所との位置関係等から累積的影響が生じると判断した場合には、実施する予定としています。 ③「(仮称)北海道(道南地域)ウィンドファーム島牧」については、2018年11月に配慮書の公告が行われた後、方法書以降の手続きが実施されておらず、事業実施の見通しが不明であることから、当該区域を除外しませんでした。現時点では、同事業の事業者との協議は実施しておらず、今後の協議の予定もございません。 ④「(仮称)島牧ウィンドファーム事業」及び「月越原野風力発電事業計画」との重複部分は、風車設置対象外としておりますので、他事業者様への風車配置に影響を及ぼさないよう配慮しております。そのため、現時点では、事業者との協議は実施しておりません。今後は事業計画検討の進捗に合わせて必要に応じて協議を実施して参ります。
			2次	①1次回答③について、「(仮称)北海道(道南地域)ウィンドファーム島牧」について、方法書の手続きが行われるなど、事業実施の可能性があることが判明した場合には、協議を実施されることを想定されているか、事業者の見解をご教示ください。 ②他の事業者についても周辺において事業実施を計画しているため、動物(特に鳥類)や景観など、累積的な環境影響が懸念される環境要素については、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、適切な予測及び評価を行ってください。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討してください。	①「(仮称)北海道(道南地域)ウィンドファーム島牧」について、方法書の手続きが行われるなど、事業実施の可能性があることが判明した場合に、必要に応じて協議を実施して参ります。協議の必要性については、事業計画検討の進捗に合わせて、風力発電機の設置に当たり支障が生じる恐れがあるかどうかで検討してまいります。 ②累積的な環境影響が懸念される環境要素については、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、適切な予測及び評価を実施いたします。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討いたします。

### 3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者修正回答②
3-1	36～ 37	3.1.2 (1)水象	1次	「事業実施想定区域及びその周囲には湧水は存在しない。」とのことですが、関係町村に確認をされているものかをご教示ください。	関係町村に確認はしていません。北海道の代表的な湧水 ( <a href="https://www.env.go.jp/water/yusui/result/sub4-2.html">https://www.env.go.jp/water/yusui/result/sub4-2.html</a> )の結果を整理しています。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-2	38	(2)水質	1次	湖沼（歌島沼）に関する状況をお示してください。	北海道自然環境保全指針（平成元年7月）では、歌島沼の面積はランク3（1～20ha）となっています。また、水質観測は実施されていません。
			2次	事業実施想定区域内に普通河川（二級河川の支川も含む）が含まれることから、河川への影響が想定される場合は除外を検討してください。	現時点では河川、沢筋等の改変は想定しておりません。また、土地の改変による河川への濁水等の流入が生じないよう事業計画を検討するとともに、必要に応じて排水施設設置による濁水対策を検討いたします。
3-3	39	①健康項目	1次	①調査地点の位置が分かる図をお示してください。 また、神社の川末流地点の集水域も明らかにしてください。 ②神社の川末流地点において鉛の環境基準超過が確認されており、その原因は自然由来の可能性も高いとされています。このため、事業実施想定区域における土壌の鉛濃度が高い可能性は考えられないか、事業者の見解をご教示ください。	①別添3-3に調査地点位置、集水域がわかる図を整理しました。 ②近年環境基準値を超過していますが、神社の川の集水域が事業実施想定区域にかかっていないこと、隣接する宮沢の川は環境基準値以下で推移していることからその可能性は低いと想定されます。
			2次	①1次回答において、隣接する宮沢の川が環境基準値以下で推移していることを根拠の一つとして、事業実施想定区域における土壌の鉛濃度が高い可能性は低いものと想定している旨の回答がありましたが、宮沢の川は神社の川よりも北側に位置し、対照事業想定区域からより離れた位置に存在することから、根拠とはなり得ないのではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。 ②今後、改変区域の設定にあたり、改変予定区域の土壌における有害物質の含有量に係る試験の実施を予定されているか、ご教示ください。	①宮沢の川の集水域は神社の川の集水域よりの上流側に広がっており、事業実施想定区域にもより近接していることから根拠としてお示ししました。隣接する河川の集水域を別添3-3にお示しいたします。 ②改変予定区域の土壌における有害物質の含有量に係る試験は予定していません。
3-4	39	②生活環境項目	1次	生活環境項目に関する水質調査は行われていないとされていますが、表3.1-10において結果が示されているpHは、生活環境項目に該当しないのでしょうか。	ご指摘の通り該当します。方法書で修正いたします。
追加 3-22	53～ 83 227 ～ 258	3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 4.3.3 動物	1次		
			2次	事業計画が天然記念物鳥類に対して文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取してください。事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議してください。	方法書以降の手続きにおいて、事業計画が天然記念物鳥類に対して文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取いたします。また、事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議いたします。
3-5	57	表3.1-21	1次	哺乳類の重要な種のうち11種がコウモリ類ですが、これらの分布情報について、文献等での調査は実施していないのでしょうか。	コウモリ類の分布情報については、文献等で確認し、関係自治体である島牧村、寿都町、黒松内町に確認記録がある種又は分布メッシュ情報が重なっている種を抽出しております。
			2次	前回の審議会における回答の確認ですが、道南地方の陸上風力発電事業において、コヤマコウモリのバットストライクが確認されていることを踏まえ、丁寧な調査をしていただきたいと考えておりますが、ご対応いただけるかと考えてよろしいのでしょうか。	道南地方の陸上風力発電事業において、コヤマコウモリのバットストライクが確認されていることを踏まえ、丁寧な調査を実施いたします。
追加 3-23	63	表3.1-26	1次		
			2次	事業実施区域周辺に、ニホンザリガニが生息している河川があるのかご教示ください。また、河川域が多いエリアであることから、影響が広範囲に及ばないような計画としてください。	ニホンザリガニは、「寿都町史 [1]」（寿都町、1974年）で記録がございますが、生息している河川の位置は不明です。今後の事業計画の検討にあたっては、ニホンザリガニへの影響が広範囲に及ばないように留意します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-6	67 72	図 3.1-9(1) ハチクマの渡り経路 図 3.1-16 猛禽類分布図 (北海道の猛禽類)	1次	環境省RDBの準絶滅危惧（NT）に該当するハチクマについて、事業実施想定区域が春季の渡りの経路と近接しているほか、クマタカやオオタカ、ハチクマ、ハヤブサの分布と事業実施想定区域が重複していますが、これを受け、今後どのようにして環境影響評価を実施していく予定か、事業者の見解をご教示ください。	今後の方法書以降の手続きにおいて、専門家の助言を踏まえた上で、事業実施想定区域周辺の渡りの経路や生息分布を把握し、バードストライクのリスクや繁殖への影響を予測・評価します。
			2次	①予測・評価結果によっては、バードストライクのリスクや繁殖への影響の回避・低減に向けて、基数削減の環境保全措置も視野に検討される予定か、ご教示ください。 ②今後の希少猛禽類への環境影響評価にあたり、どのような専門家の助言をいつどのように受けるのかに関する見通しを具体的にお示しください。	①予測・評価結果によっては、バードストライクのリスクや繁殖への影響の回避・低減に向けて、風力発電設備の基数削減や配置、工事の内容（期間や手法等）等に関する環境保全措置を検討いたします。 ②今後の希少猛禽類への環境影響評価にあたっては、配慮書段階で助言を頂いた専門家に、方法書・準備書・評価書作成時点でヒアリングを実施して助言を頂く予定です。
3-7	77～ 78 246 ～ 249	図3.1-19 図4.3-11～13	1次	事業実施想定区域が含まれるメッシュと隣接するメッシュの情報も含めた図をお示しください。	別添3-7に事業実施想定区域が含まれるメッシュと隣接するメッシュの情報も含めた図をお示しします。
3-8	86	2) 植生	1次	南側の標高300m以上の山地では「チシマザサ-ブナ群集」がまとまって分布していると、事業実施想定区域内にもその植生が含まれています。本地域はブナの北限地帯であることを考えると、この段階で当該植生の回避を優先する必要があると考えますが、現段階で回避せず、今後の現地調査の結果等を踏まえ、改変の回避・低減の検討を行うこととした理由について事業者の見解をご教示ください。	配慮書段階では本事業の工事計画に関して確定していない事項もあり、現時点で改変する可能性のある範囲を広めに設定していること、当該植生の分布範囲の詳細を現地調査等で確認できていないことから、配慮書段階では当該植生の分布範囲を回避していません。なお、「チシマザサ-ブナ群集」については、本地域がブナの北限地帯であることの重要性を踏まえ、今後、現地調査で分布範囲の詳細等を把握したうえで、可能な限り直接改変を回避するなどの環境保全措置を検討いたします。
			2次	①ブナの保護に関して、概ねどの程度の大きさ（高さ・太さ）の個体であれば、伐採や掘り起こしによる撤去をしないことを予定しているか、ご教示ください。 ②近年では北海道のブナ林が非常に重要になっていることを踏まえ、植生の調査に関しては丁寧な調査をしていただきたいと考えておりますが、ご対応いただけると考えてよろしいでしょうか。	①ブナの保護に関しては、現時点では未定ではありませんが、今後実施する現地調査の結果を踏まえ、必要に応じて専門家へのヒアリングも検討し、方針を考えてまいります。 ②近年では北海道のブナ林が非常に重要になっていることを踏まえ、植生の調査に関しては丁寧に実施いたします。
3-9	92	図 3.1-24(6) 現存植生図 (凡例)	1次	凡例に示されている植生の自然度を記載した図をお示しください。また、事業実施想定区域内の植生自然度9の区域に位置している植生について、ご教示ください。	別添3-9に植生の自然度を記載した図をお示しします。また、事業実施想定区域内の植生自然度9の区域に位置している植生は以下のとおりです。 チシマザサ-ブナ群集、エゾイタヤ-シナノキ群集 エゾイタヤ-シナノキ群落、ヤナギ高木群落 ヒメヤシャブシ-タニウツギ群落
3-10	93～ 97	図 3.1-25 植生自然度図	1次	①植生自然度9の区域について、本区域を回避しなかった理由と、今後、どのように影響の回避を検討していく予定かご教示ください。 ②事業実施想定区域内に植生自然度8の範囲が含まれていますが、方法書以降に実施する植生調査等において、この範囲やその他に植生自然度8の範囲が確認された場合に、どのような対応を想定されているかをご教示ください。なお、植生自然度8については、将来的には自然植生に戻ると想定されるものであることを踏まえ、ご回答ください。	①配慮書段階では本事業の工事計画に関して確定していない事項もあり、現時点で改変する可能性のある範囲を広めに設定していること、当該植生の分布範囲の詳細を現地調査等で確認できていないことから、配慮書段階では当該植生の分布範囲を回避していません。今後、現地調査で分布範囲の詳細等を把握したうえで、可能な限り直接改変を回避するなどの環境保全措置を検討いたします。 ②植生自然度8の植生については、今後実施する現地調査の結果を踏まえ、専門家へのヒアリングを実施し、当該地域における重要性等を考慮して、事業による影響の回避・低減を検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-11	116 ～ 117 119 ～ 120	表 3.1-42 (1) 景観資源の状況  表 3.1-43 主要な眺望点の状況	1次	<p>①配慮書における関係市町村としている2町1村に対し、景観に関する聞き取り調査を実施したという理解でよろしいでしょうか。また、ヒアリングを実施している場合はその概要についてご教示ください。</p> <p>②自治体のほか観光協会等の関係団体へのヒアリングを実施している場合は、その概要を、実施していない場合は今後の実施予定についてご教示願います。</p> <p>③地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所についても主要な眺望点として選定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>④事業実施想定区域に近い本目海岸が主要な眺望点として選定されていませんが、選定する必要はないでしょうか。事業者の見解を伺います。</p> <p>⑤主要な眺望点の本目岬は、本目岬灯台からの眺望でしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>①②景観資源、主要な眺望点の位置を記載した配慮書案の抜粋を2町1村の観光部局および観光協会の6名に送付し、追加施設がないかを確認しました。その結果、黒松内町観光協会より「黒松内岳」「東山（黒松内町東山公園スキー場）」の2ヶ所を追加するよう意見がありましたので追加しました。</p> <p>③地域住民が日常でも利用すると考えられる道の駅等を眺望点として選定しており、ヒアリングでも特に地点追加の意見がなかったことから現時点では選定しておりません。今後の方法書以降の手続きにおいて、追加の必要性を検討します。</p> <p>④各町村の観光パンフレット等に記載がなく、ヒアリングでも特に地点追加の意見がなかったことから現時点では選定しておりません。今後の方法書以降の手続きにおいて、追加の必要性を検討します。</p> <p>⑤本目岬灯台からの眺望です。</p>
			2次	<p>①「地域の良好な景観資源」及び「主要な展望地」リストにおいて、「主要な展望地」リストで磯谷高原（寿都町）及び茂津多岬（茂津多岬）が抜け漏れているように見受けられるので、下記HPを参照し、追記が必要な場合は、記載を検討願います。</p> <p>【リンク先】 <a href="https://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/fs/4/7/5/5/3/9/5/_/02_%E5%B3%B6%E7%89%A7%E6%9D%91_%E6%A7%98%E5%BC%8F3~4%20(%E6%96%B0).pdf">https://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/fs/4/7/5/5/3/9/5/_/02_%E5%B3%B6%E7%89%A7%E6%9D%91_%E6%A7%98%E5%BC%8F3~4%20(%E6%96%B0).pdf</a></p> <p>②1次質問③について、道の駅のほかに地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所として選定している地点はどの地点かご教示ください。また、回答で「追加の必要性を検討します」とご回答いただいておりますが、島牧村の歌島地区や本目地区のように、事業地に近く、眺望変化が大きいと考えられる地区であっても、日常生活上慣れ親しんでいる場所としての主要な眺望点を選定しない可能性があるということでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>①磯谷高原及び茂津多岬は、眺望点の位置は眺望景観の影響が想定される範囲外（風力発電機設置対象範囲から12km以上の離隔あり、配慮書図郭外）に位置しています。磯谷高原及び茂津多岬の位置図を別添3-11にお示しいたします。方法書以降の手続きにおいては自治体等の意見を踏まえ、事業実施想定区域の見え方を確認のうえ、眺望点としての追加の必要性を検討いたします。</p> <p>②浜中海岸（浜中町営場）、トワ・ヴェール、大平海岸は、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所としても選定しております。追加の必要性については、地域住民からの意見や現地の状況を確認の上、検討する方針です。</p>
3-12	122 ～ 123	表 3.1-44(1) 事業実施想定区域及びその周囲の主要な人と自然との触れ合いの活動の場	1次	<p>①人と自然との触れ合いの活動の場の選定にあたり、関係自治体や関係団体にヒアリングを実施しているでしょうか。実施している場合はその概要を、実施していない場合は今後の実施予定についてご教示願います。</p> <p>②事業実施想定区域に近く、キャンプ場や海水浴場で利用されている本目海岸が選定されていませんが、選定する必要はないでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>①人と自然との触れ合いの活動の場の位置を記載した配慮書案の抜粋を2町1村の観光部局および観光協会の6名に送付し、追加施設がないかを確認しました。その結果、追加施設のご指摘はありませんでした</p> <p>②各町村の観光パンフレット等に記載がなく、ヒアリングでも特に地点追加の意見がなかったことから現時点では選定しておりません。今後の方法書の手続きにおいて、追加の必要性を検討します。</p>
			2次	<p>自然公園は人と自然との触れ合いの活動の場になりますので、今後の環境影響評価の中で必要に応じて調査対象に入れていただき、調査、予測及び評価を実施してください。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいて、自然公園での活動に影響が生じる恐れがあると判断された場合は、調査対象として選定し、調査、予測及び評価を実施いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-24	133 ～ 136	3.2.2(2)土地 利用計画	1次	<p>①農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可については、配慮願います。</p> <p>○農地法に基づく農地転用許可 事業予定地が、農地法に規定する農地又採草放牧地である場合は、同法に基づく農地転用許可が必要であるため、当該地の現況地目について、農業委員会と十分調整願います。</p> <p>○農振法に基づく開発行為許可 事業予定地が、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内である場合は、区域内での開発行為は規制されているので、市町村農振法担当部局と十分調整し、地域農業の振興に支障が生じないよう配慮願います。</p>	<p>①農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可については、配慮いたします。</p> <p>②地域森林計画対象民有林において、1haを超える開発行為となる場合は、後志総合振興局産業振興部林務課と打合せを行います。</p> <p>③農業地域及び森林地域において、土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きを実施いたします。</p> <p>④ご指摘の通り、「～事業実施想定区域及びその周囲には、農業地域、森林地域が分布しており、事業実施想定区域の周辺には、自然公園区域が分布している。」に方法書で修正いたします。</p>
			2次	<p>②事業実施想定区域の一部及びその周囲は、地域森林計画対象民有林であり、1haを超える開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合は、知事の許可を受ける必要があるため後志総合振興局産業振興部林務課と打合せしてください。</p> <p>なお、次に該当する場合は、上記許可に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要があります。</p> <p>【新規許可の場合の審議会諮問基準】</p> <p>(1)開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。</p> <p>(2)開発行為に係る森林面積が10ha未満であって、全体計画の一部についての申請である場合は、全体計画の開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。</p> <p>(3)開発行為に係る森林の全部又は一部が、水資源保全地域にあるもの。</p> <p>（最新の水資源保全地域については別途確認してください。）</p> <p>③事業実施想定区域は、農業地域及び森林地域に掛かっています。土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きが必要となりますので、留意願います。</p> <p>④133ページに「～事業実施想定区域及びその周囲には、農業地域、森林地域及び自然公園区域が分布している。」と記載されていますが、事業実施想定区域には自然公園区域は掛かっていません。</p> <p>「～事業実施想定区域及びその周囲には、農業地域、森林地域が分布しており、事業実施想定区域の周辺には、自然公園区域が分布している。」等に修正願います。</p>	
3-13	137	3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	1次	事業実施想定区域の設定に当たって、関係町村の水道所管部局、農業団体及び漁業団体とは調整が行われたものかご教示ください。	現時点では協議を実施しておりませんが、今後、事業計画を具体化させる過程で関係機関と協議を進めることを検討しております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-14	137	1)水道用水としての利用 表 3.2-11 上水道等の取水状況 (令和4年度)	1次	①「河川及び湖沼の利用状況は、図3.2-4に示すとおり」とのことですが、図3.2-4の図郭内において、表流水の取水地点があるのかをご教示ください。 また、表流水の取水地点の有無を関係町村の水道所管部局に確認されたのかをご教示ください。 ②島牧村及び黒松内町において地下水(深井戸)の利用があるようですが、当該地点は事業実施想定区域内または周辺にありますでしょうか。また、区域内または周辺にある場合はどのような対応を想定しているのか、現時点での想定をご教示ください。 ③個人所有の井戸の調査の実施状況や今後の実施予定についてご教示ください。	①表流水の取水地点はコベチャナイ川の本目地区水源池になります。関係町村の水道所管部局から給水区域図を受領し、取水地点・取水形態を確認しています。 ②豊浜地区、中の川地区は地下水(深井戸)の取水地点ですが、事業実施想定区域からは距離が離れています。 ③現時点では個人所有の井戸の調査は実施していません。方法書の手続きにおいて、事業計画の詳細を検討する際に、住居等の人の利用がある場所の周辺で大規模な造成や杭打ちなど地下水水位の変動が生じるおそれがある工事を実施する場合は、個人所有の井戸の有無について関連自治体へのヒアリングを行う方針です。
			2次	①1次回答の①に関して、本目地区水源地の集水域をご提示ください。 ②図3.2-4において、取水地点の記載もれや誤りがあると思われるので、関係町村に確認の上、修正願います。また、水源種別(河川水と地下水の別)についても明らかにしてください。 (例) ・寿都町簡易水道の取水地点が存在すると思われるが、表示されていません。 ・島牧村簡易水道の豊浜地区の取水位置は誤りではないでしょうか。 ③上述のとおり事業実施想定区域及びその周辺の水道用水利用状況を全て正しく把握するとともに、複数の取水地点があるため、工事にあたっては水道事業者と事前に協議してください。 ④方法書では、取水地点の水質への影響について評価できるよう、調査・予測地点を設定してください。	①本目地区水源地の集水域を別添3-14にお示しいたします。 ②図3.2-4の取水地点については、事業実施想定区域下流に位置する島牧村、寿都町に今後方法書作成段階で確認の上、修正いたします。また、水源種別についても明記いたします。 ③方法書以降の手続きにおいては、事業実施想定区域及びその周辺の水道用水利用状況を全て正しく把握するよう努め、影響が生じる恐れがある場合は、水道事業者と事前に協議いたします。 ④方法書では、取水地点の水質への影響について評価できるよう、調査・予測地点を設定いたします。
3-15	138 ~ 139	3)漁業による利用	1次	事業実施想定区域及びその周囲において、さけます増殖河川及び保護水面の有無をご教示ください。	朱太川がさけます増殖河川に指定されています。事業実施想定区域及びその周囲において、保護水面は指定されておりません。
			2次	①事業実施想定区域周辺の河川において内水面漁業権が設定され、また、さけ・ます増殖事業も行われていることから、調査及び事業実施にあたっては以下の関係機関と事前に協議し、同意を得てください。 ○朱太川 ・朱太川漁業協同組合 ・(一社)日本海さけ・ます増殖事業協会 ②事業実施想定区域周辺の沿岸海域には海面漁業権及び定置漁業権が設定されていますので、調査、環境影響評価及び事業実施にあたっては、関係する漁業協同組合等と事前に協議し、同意を得てください。	①今後の調査及び事業実施にあたっては、朱太川漁業協同組合、(一社)日本海さけ・ます増殖事業協会と事前に協議し、同意を得ながら進めて参ります。 ②今後の調査、環境影響評価及び事業実施にあたっては、関係する漁業協同組合等と事前に協議し、同意を得ながら進めて参ります。
3-16	139	(3)地下水 表3.2-14	1次	確認ですが、地下水の取水地点は、全て事業実施想定区域外でしょうか。	地下水の取水地点は、全て事業実施想定区域外です。
			2次	①どちらの計画1日最大給水量も誤りと思われるので、関係町村に確認の上、修正願います。(旧本目・豊浜・歌島地区簡易水道の水源は河川水と地下水があることにも留意してください。) ②事業実施想定区域の周辺(1km以内)に住居等が存在していますので、飲用井戸の有無について確認の上、飲用井戸が有る場合は水量・水質に影響を及ぼさないよう配慮を行ってください。	①表3.2-14の計画1日最大給水量については、関係町村に確認の上、方法書で修正いたします。 ②今後の事業計画の検討において、対象事業実施区域周辺(1km以内)に飲用井戸が存在する場合には、水量・水質に影響を及ぼさないよう配慮しながら進めて参ります。



番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-17	140	図 3.2-4 水道用水の利用状況及び地下水の取水位置の分布状況	1次	給水区域として「本目・豊浜・歌島地区簡易水道」の区域が図示されていますが、本事業による影響を受ける可能性のある本目地区水源地を取水地点とする浄水の給水域を把握されておりましたら、その区域についてご教示ください。	本目地区水源地からのみの給水域は把握しておりません。島牧村から入手しました資料を別添3-17にお示しします。
			2次	「本目地区水源地」、「豊浜地区水源地」及び「歌島地区水源地」から取水された原水が合流した後、1つの浄水施設において浄水され、図中の給水区域に給水されるということでしょうか。当該情報のほか、浄水施設の処理能力や原水水質の過去データ等、当該地域の水道に係る状況を把握した上で事業を実施する必要があると考えます。03-13において実施することとしている関係機関との協議の中で、把握に努めていただきたいと考えますが、事業者の見解を伺います。	水源池と給水区域の関係のほか、浄水施設の処理能力や原水水質の過去データ等について、関係機関との協議の中で把握に努め、事業を実施してまいります。
3-18	141	図3.2-5農業用水の利用状況	1次	①折川が、事業実施想定区域と接しているように見えますが、事業実施区域との重複の有無をご教示ください。 ②農業用水の利用について、取水地点の把握状況をご教示ください。また、取水地点を把握している場合には、その集水域が分かる図をお示しください。	①別添3-18に示すとおり、事業実施想定区域と折川は重複していません。 ②農業用水の利用について、町村ヒアリングを実施し、利用があると回答された島牧村より取水地点位置図を受領しましたので別添3-18にお示しします。また、取水地点における集水域を別添3-18にお示しします。
			2次	1次回答②において、農業用水の取水地点が示されましたが、事業実施想定区域内には、「中の川取水口」があるほか、「本目取水口」等の集水域が含まれていると解してよろしいでしょうか。 また、このような場合、事業による利水への影響や水質に係る調査地点の設定等について、利水者との協議の必要性に対する事業者の見解をご教示ください。	事業実施想定区域内には、「中の川取水口」があるほか、「本目取水口」等の集水域が含まれております。今後、現地調査開始前に事業計画の詳細を検討した上で、利水や水質への影響が生じる恐れがある場合は、利水者との協議を実施いたします。
3-19	150	図 3.2-10 事業実施想定区域から50km圏内の産業廃棄物処理事業者の位置	1次	当該図に示されている地点は各処理業者の本社住所でしょうか。施設の設置場所を示している場合には、出典の加筆をお願いします。	本社住所を示しております。
追加 3-25	174 175	3.2.8 (1)2) ⑧ 水資源 図 3.2-12 水資源保全地域の指定状況	1次		
			2次	174ページに「事業実施想定区域及びその周囲における水資源保全地域を表3.2-47に地域図を図3.2-12に示す。」と記載されていますが、事業実施想定区域には水資源保全地域が掛かっていません。「事業実施想定区域の周囲における水資源保全地域を表3.2-47に地域図を図3.2-12に示す。」等に修正願います。	ご指摘の通り、「事業実施想定区域の周囲における水資源保全地域を表3.2-47に地域図を図3.2-12に示す。」に方法書で修正いたします。
追加 3-26	185 ～ 187 202	3.2.8 (1)3) 都市計画法の指定地域関係7)⑩北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン	1次		
			2次	地域の景観の保全を考える上では、風力発電機の位置・配置や意匠形態に配慮することのみならず、地域住民との間にどれだけ合意形成が図られているかが重要となります。風力発電設備の建設と周田景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めてください。 また、周田との調和を図るために 【黒松内町】 景観行政団体であるため、景観計画等 【その他の市町村】 「北海道景観計画」、「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」を参考にし、事前相談を行うなど、景観法の届出の手続きが順調に行えるようにしてください。	風力発電設備の建設と周田景観の保全について、地域住民への情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めてまいります。また、地域の景観計画、「北海道景観計画」、「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」等を情報を参考としながら今後の手続きを進めてまいります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-27	188 192	3.2.8 6)国土防災関係	1次		
			2次	<p>①事業実施想定区域の一部及びその周囲は、国有保安林に指定されているため、保安林内で発電施設等を設置又は撤去する場合は、事前に所轄の森林管理署と打合せをしてください。</p> <p>②事業実施想定区域及びその周辺には水源かん養保安林が存在していますので、水資源の確保や水質保全のための適正な配慮を行ってください。</p> <p>③事業実施想定区域の検討範囲内に、土砂災害警戒区域があることから、後志総合振興局小樽建設管理部と打合せをしてください。</p>	<p>①国有保安林内で発電施設等を設置又は撤去する場合は、事前に所轄の森林管理署と打合せを実施いたします。</p> <p>②水源かん養保安林では、水資源の確保や水質保全のための適正な配慮を実施いたします。</p> <p>③事業計画検討の進捗に合わせて、後志総合振興局小樽建設管理部と打合せを実施いたします。</p>
追加 3-28	191 193	⑧ 水資源保全地域 ⑨ 海岸保全区域	1次		
			2次	<p>①191ページに「事業実施想定区域及びその周囲には、「北海道水資源の保全に関する条例」(平成 24年3月30日条例第9号)に基づく水資源保全地域が1箇所指定されている。」と記載されていますが、事業実施想定区域には水資源保全地域が掛かっていません。「事業実施想定区域の周囲には～に基づく水資源保全地域が1箇所指定されている。」等に修正願います。</p> <p>②事業実施想定区域及びその周辺に海岸保全区域が指定されているとありますが、区域を確認しているのでしょうか。後志総合振興局小樽建設管理部へ区域確認するとともに、区域内の場合には打合せをして下さい。</p>	<p>①ご指摘の通り、「事業実施想定区域の周囲には～に基づく水資源保全地域が1箇所指定されている。」に方法書で修正いたします。</p> <p>②事業実施想定区域には海岸保全区域はかかっておりません。海岸保全区域は後志総合振興局小樽建設管理部より提供を受けた「小樽建設管理部 蘭越出張所 管内施設管理図」をもとに図を作成しています。「事業実施想定区域の周辺には「海岸法」(昭和31年5月12日法律第101号、最終改正：令和5年5月26日法律第34号)に基づく海岸保全区域が指定されている。」に方法書で修正いたします。</p>
3-20	193	図3.2-16砂防指定地等の指定状況	1次	<p>事業実施想定区域は、土砂災害警戒区域や山地災害危険地区と重複していますが、当該重複箇所の周囲には河川が存在しており、河川への土砂流出等が懸念されます。</p> <p>このため、今後、土地の改変を行う範囲をどのように検討することを想定されているのか、当該区域を除外することを前提に検討されるのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>今後の検討にあたっては、河川及び砂防を管理する関係機関と調整し、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の直接改変を極力回避し、安全性を確保できるような改変区域の絞り込みを検討するほか、可能な限り土地の改変量の抑制に努める方針です。</p>
			2次	<p>①事業実施想定区域及びその周囲には、「山地災害危険地区調査要領」(平成18年7月林野庁)に基づく、山地災害危険地区が存在しており、土砂災害の発生のおそれがあることから、山地災害危険地区へ影響しない場所への施設計画を検討してください。</p> <p>②事業実施想定区域及びその周辺の南側は、過去に地滑りや大きな崩壊を起こしたような場所が並んでいると考えられます。土砂災害警戒区域は基本的に家屋が建設される場所に設定されるため、区域に設定されていなくても、地滑り等の災害の危険性がある場所があります。したがって、法令に基づいて区域指定されている場所だけでなく、丁寧な調査をしていただきたいと思いますと考えておりますが、ご対応いただけると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、過去に大規模な地滑りや崩壊を起こした場所はある程度把握されてインターネットでも公表されていること、航空レーザー測量で詳細な地形データを取ることで、過去の大規模な地滑りや崩壊が起きた場所も分かることから、これらを利用して計画を進めていただきたいと思いますと考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①事業計画の検討にあたっては、山地災害危険地区へ影響しない場所への施設計画を検討いたします。</p> <p>②事業計画の検討にあたっては、丁寧な調査を実施し、過去に大規模な地滑りや崩壊を起こした場所を把握した上で、施設計画を検討いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-21	194	7)その他環境保全計画等	1次	黒松内町は「黒松内町生物多様性地域戦略」を策定していますが、こちらも参照する必要はないでしょうか。	参照する必要があるので、方法書で追加します。

#### 4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	205	表 4.1-2 計画段階配慮事項の選定	1次	本配慮書では「超低周波音」を配慮事項として選定されておきませんが、住民等から超低周波音による不安や懸念が示された場合、現時点で事業者としてどのような対応を見込まれているのかご教示願います。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29年、環境省）によると、「20Hz以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回り、また、他の環境騒音と比べても、特に低い周波数成分の騒音の卓越は見られない。」とされ、令和2年11月発電所アクセス省令の改訂に伴い、参考項目から除外された項目であることなどを、住民の方から不安や懸念があった場合には、住民説明会等の機会を通して住民に丁寧に説明したいと考えております。 なお、そのうえで、超低周波音による不安や懸念が払拭されない場合には、個別に対応（当該住民に対する更なる説明、超低周波音の予測値の提示、現況調査の実施等）させていただくことを含め対応を検討します。
			2次	前回の審議会における回答の確認ですが、1次回答での個別の対応について、具体的な内容をご教示ください。またその対応というものが、意見のある住民への個別の対応にとどまるのではなく、何らかの形で公にしていだけるものなのでしょうか。	個別の対応については、不安や懸念の内容に応じて検討いたします。現状で想定している具体的な内容は1次回答でお示ししたとおりです。 また、ご意見のある住民への個別の対応については、環境影響評価手続きの対応の一つとして対応する場合は公にいたします。
4-2	208 ～ 210	表4.2-1計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法	1次	評価の手法について、「重大な影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているか」ではなく、「重大な影響の回避又は低減が将来的に可能であるか」を評価することとした理由をご教示ください。また、発電所アクセス省令の、どの条文を踏まえて、評価の手法を決定されたのかをご教示ください。	発電所に係る環境影響評価手引のp166には、発電所アクセス省令第6条から第10条の規定を踏まえ、「詳細な予測及び評価は方法書以降の手続きで行う」とされており、また、同手引のp159には、発電所アクセス省令第5条の規定を踏まえ、以下の記載があります。 重大な影響を受けるおそれとは、事業特性（影響要因の内容や強度、例えば、保全対象の分布状況と事業の実施が想定される範囲との重なりや不可逆的な変化を引き起こすかどうか等）と地域特性（保全対象の重要性の程度や地域における分布状況等）を踏まえるものであることに鑑みると直接改変等による保全対象の消失、縮小が回避できない場合であり、次のイ、ロに該当する場合は重大な影響を受けるおそれがある場合として取り扱わず配慮書段階における計画段階配慮事項として選定しないことができる。 イ 環境保全措置を講じることにより影響を回避・低減が可能と考えられる場合 ロ 影響が可逆的、短期的または限定的である場合  上記を踏まえ、配慮書段階では保全対象への影響については、調査及び予測において文献その他資料で可能な範囲で把握を行っています。予測結果を踏まえて、先ずはこの時点で影響が生じる可能性があるか否かという観点で評価した上で、回避又は低減が将来的に可能であるかを考慮して重大な影響となるか否かを評価しています。
4-3	214 224	2)予測手法【騒音】 2)予測手法【風車の影】	1次	風力発電機の設置対象区域から2.0kmの範囲について、事業による影響を予測したとされていますが、表4.2-1における予測の手法では、事業実施想定区域から外側2.0kmの範囲を対象とされています。このため、適切に予測がされているとする理由をお示しくください。	事業実施想定区域のうち、騒音および風車の影により影響を適切に把握するため、風力発電機の設置対象区域から2.0kmの範囲を評価対象としています。方法書では表4.2-1の記載を修正します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-4	221	2)評価結果【地形・地質】	1次	対象事業実施区域の絞り込み等により、環境影響を回避又は低減できる余地があるとされていますが、図2.2-12 (p23)によると、風力発電機の輸送経路(案)は重要な地形を通るルートではないでしょうか。このため、重要な地形が存在することを踏まえ、今後、風力発電機の輸送経路や工事関係車両の走行ルートをどのように検討することを想定されているのかをご教示ください。 また、重大な影響を回避することができるのか、そのように考える理由とあわせて、事業者の見解をご教示ください。	泊-弁慶岬段丘の一部が輸送経路(案)と重なっておりますが、大規模な改変は想定しておらず、既存道の一部を若干拡幅する程度であり影響は軽微と考えております。 なお、今後の調査・予測評価において当改変が重大な環境影響を及ぼすと判断した際には、他の輸送経路についても検討して行きたいと考えております。
			2次	今後の調査・予測評価において、どのような場合に当改変が重大な環境影響を及ぼすと判断され、どのような場合に影響が軽微であると判断されるのかについて現段階の想定を具体的にお示しください。	泊-弁慶岬段丘は、「第3回自然環境保全基礎調査北海道自然環境情報図」(環境庁、平成元年)において、自然景観資源の海成段丘として選定されていることから、選定の視点である「視対象である自然景観の基盤をなす地形、地質及び自然景観として認識されるもの」が改変により、大規模に損なわれる場合は重大な環境影響を及ぼすと判断し、既存道路の一部を若干拡幅するなど小規模な改変である場合は軽微であると判断することを想定しております。
4-5	250 251	表 4.3-14 専門家等への意見聴取の内容	1次	動物における専門家等からの助言が哺乳類及び鳥類のみとなっておりますが、その他の分類群に関する情報は既存資料整理のみで把握しきれたということでしょうか。最新の知見等を把握するためにも、コウモリ類や鳥類に限らず、各種群において複数の専門家等に、より詳細なヒアリングを行い、生息環境の情報を精査し、それを反映する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。	その他の分類群に関する情報は、広域的な視点から地域特性を把握するため、事業実施想定区域が位置する島牧村、寿都町、黒松内町の範囲を基本とし、周辺事業における環境影響評価図書も参考にして、広く収集・整理しております。 方法書以降の現地調査、予測・評価においては、より適切な環境影響評価となるよう、他の分類群も含めて複数の専門家へのヒアリングの実施を検討します。
4-6	258	2)評価結果	1次	クマタカに関しては、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」が令和6年6月に環境省により取りまとめられていますが、こちらを参照する必要はないでしょうか。	方法書以降の現地調査、予測・評価においては、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」(環境省、令和6年6月)も参照します。
			2次	「動物の生息状況を現地調査等により把握」とありますが、方法書段階では踏査ルートが示されるのでしょうか。方法書段階で適切な調査手法となっているのか確認するために調査地点を明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。	方法書段階では、可能な限り具体的な調査ルート、調査地点を提示する予定です。
4-7	269	表 4.3-24 専門家等への意見聴取の内容	1次	専門家より、外来種に関する指摘がありますが、 ①緑化について、早期緑化のために外来牧草を導入し、時間経過により自生種に遷移させる手法がありますが、多くは遷移によりこれらの外来牧草が消失することはなく、残存しており、これらの残存個体群がなにかのきっかけで分布を拡大する可能性があります。また、これらの外来牧草は冬季も枯死せず残存していることから、特に積雪の少ない法面においてはエゾシカを誘引する要因となり、食害により当該区域における生物多様性の低下を招くリスクがあることから、持ち込まないことが重要と考えますが、今後、どのような緑化計画とすることを想定しているのか、事業者の見解を伺います。 ②在来種でも北海道では種苗会社等において緑化技術や知見が蓄積されています。事前に施工区周辺にて種子採取・育苗の期間が必要となりますので、早めに専門家に相談しながら緑化計画を立ててください。  参考：生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023(日本緑化工学会) <a href="https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf">https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf</a>	①現時点では緑化計画は未検討ですが、緑化を実施する場合は、専門家へのヒアリングを実施のうえ、外来種の侵入・分布拡大に留意し、緑化計画を検討します。 ②緑化を実施する場合は、早めに専門家に相談しながら緑化計画を立案します。
			2次	1次回答において、「外来種の侵入・分布拡大に留意し、緑化計画を検討」する旨の回答がありましたが、在来自生種を用いることを原則として、計画を立案するとの理解でよろしいでしょうか。	緑化計画については、可能な限り在来種を用いることを検討しますが、法面の早期緑化、耐寒性、種子の流通等も考慮し、必要に応じて専門家の助言も踏まえ計画を立案する方針です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-8	269	表 4.3-24 専門家等への意見聴取の内容	1次	同じ植生区分でも若齢林と壮齢林では重要度が異なる旨の意見がありますが、事業実施想定区域に広く分布しているシラカンバーミズナラ群落はどちらに該当するのでしょうか。 現段階の想定で構いませんので、事業者の見解をご教示ください。	現時点では若齢林（50年生未満）が多いと想定していますが、今後の現地調査等で詳細を把握します。
			2次	今後の現地調査等で詳細を把握するとのことですが、調査により把握した若齢林及び壮齢林の重要度をどのように判定し、その区域の改変の回避といった環境保全措置を実施する予定でしょうか。 専門家ヒアリングにて「人の手が入っていない原生的な群落は重要度が高いと考えられる」とあることから、そちらを踏まえ、現段階における事業者の見解をご教示ください。	現時点では、森林GISや管理者へのヒアリングにより、過去の施業実績等の情報で可能な範囲で収集し、専門家の助言も踏まえて重要度を検討することを想定しています。
4-9	274	2) 評価結果	1次	「植物の生育状況及び植物群落の現況を現地調査等により把握」とありますが、方法書段階では踏査ルートやコドラートといった調査地点は示されるのでしょうか。方法書段階で適切な調査手法となっているのか確認するために調査地点を明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。	方法書段階では、可能な限り具体的な調査ルート、調査地点を提示する予定です。
4-10	290 ～ 291	表 4.3-34 主要な眺望景観の変化の程度 の予測結果	1次	歌島高原について、垂直見込角4.1度と予測しており、予測結果においては、風力発電機の見え方の大きさについて「比較的細部にまで良く見えるようになり、気になる。圧迫感を受けない。」と予測していますが、これは表4.3-33の3度における鉄塔の見え方の知見を引用しているものであり、実際にはこの知見よりも大きな影響があると思われます。「既設風力発電施設等における環境影響実態把握1」（NEDO）の知見では、垂直見込角4度以上で「負の意味で風力発電機を気にするようになる」とあることから、このことも踏まえた配置計画や環境保全措置を検討する必要があると考えられますが、事業者の見解を伺います。	歌島高原の風力発電機の見え方の大きさについては、「比較的細部にまで良く見えるようになり、気になる。圧迫感を受けない。」または「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。」程度である可能性があります。このため、今後の方法書以降の手続きにおいては、「既設風力発電施設等における環境影響実態把握1」（NEDO）の知見も参考にしながら調査および予測・評価を実施し、地形改変及び施設の存在に伴い、主要な眺望景観が変化し、景観への影響が大きいと評価される場合に環境保全措置を検討します。
			2次	風力発電所の事業実施想定区域までの最短距離は、約1.8kmから約11.3kmとの記述があります。想定されている風力発電機が全高最大210mと仮定した場合の垂直見込角が1.1度から6.4度を超える様な範囲となっておりますが、この垂直見込角は標高差0mの場合であるため、垂直見込角と鉄塔の見え方の知見を異なる見え方になる可能性があります。したがって、それぞれの地域の景観の保全を考える上で、風力発電機の位置・配置や意匠形態に配慮してください。	垂直見込角と鉄塔の見え方の知見と異なる見え方になる可能性があることに留意し、調査、予測及び評価を実施した上で、景観に影響が生じる可能性がある場合は、風力発電機の位置・配置等に配慮いたします。
4-11	293	2) 評価結果	1次	①景観資源の泊-弁慶岬段丘と事業実施想定区域の一部の重複について、現時点でどのような改変を想定しているのか、ご教示ください。 ②本目岬の眺望方向を海側としていますが、陸側の段丘も眺望方向になるのではないのでしょうか。また、その場合、風力発電機が視認できることになり、重大な影響はないとする評価は過小評価とはならないのでしょうか、事業者の見解を伺います。	①泊-弁慶岬段丘と重複している事業実施想定区域には、風力発電機を設置しない計画といたしますので現時点で大規模な改変は想定しておりません。ただし、一部工事車両通行のための既存道の拡幅等の可能性はございます。 ②本目岬の眺望方向は観光パンフレットの記載内容から海側としました。陸側の眺望については、今後方法書以降の手続きにおいて現地確認を行い、風力発電機の視認状況を踏まえて、適切に予測・評価を行います。
			2次	①図書では泊-弁慶岬段丘について、「風力発電機の設置対象区域内に分布する」と記載していますが、景観資源が重複する箇所には風力発電機を設置しないということでしょうか。事業者の見解を伺います。 ②フォトモンタージュ作成時は、風力発電所が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点やゾーニング区分毎に四季（春季・夏期・秋期・冬期）を通して、人が見た印象に近いとされる焦点距離50mm（35mmフィルム換算）で撮影した写真で複数枚作成してください。	①泊-弁慶岬段丘と重複する範囲には風力発電機を設置しない計画といたします。 ②フォトモンタージュは、晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点の利用時期等を踏まえ、原則四季（春季・夏季・秋季・冬季）を通して撮影した写真で複数枚作成します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 4-12	298 ~ 300	表4. 4-1重大な環境影響が考えられる項目の評価結果	1次		
			2次	方法書以降の手続き等において留意する配慮事項等において、いずれの環境要素においても「必要に応じて環境保全措置を検討する。」とされていますが、それぞれ、現時点で、具体的にどのような措置が想定されるのかをご教示ください。	現時点で想定される環境保全措置は以下の通りです。 【騒音】風力発電機の配置計画・機種の変更、風力発電機の適切な点検・整備等 【地形及び地質】風力発電機の配置計画の変更、既設林道等の活用など土地改変の最小限化等 【風車の影】風力発電機の配置計画の変更等 【動物・植物・生態系】風力発電機の配置計画の変更、既設林道等の活用など土地改変及び樹木伐採の最小限化、濁水対策等 【景観】風力発電機の配置計画の変更、環境融和塗色等

#### 5. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
			1次		
			2次		